

幡豆地域水田農業ビジョン



策定 平成16年4月

改定 平成19年4月

幡豆地域水田農業推進協議会

幡豆地域水田農業ビジョン

(1) 地域水田農業の改革の基本的な方向

地域農業の特性

本町は、愛知県南部の三河湾沿岸のほぼ中央に位置している。地形は、標高350mの主峰三ヶ根山を頂点として、北部を中心に町域の約58%を森林が占め、南部と山あいの地域は平地を形成している。気象は、年間平均気温が15度前後と温暖で、降水量は年間平均1,200~1,400mm程度、夏に多く冬に少ない太平洋式気候である。

このような地域の特性から、水稻を中心に、いちご、花き等の施設栽培やみかん、いちじく等の果樹の栽培が行われている。また、水稻は、飯米や縁故米として生産している農家が多く、平成15年度の計画出荷米も生産されていない。

農業生産基盤の整備は、平坦な農地が集積している箇所が少ないことから区画の大型化は難しい状況である。

水田利用の推進体制

今後の米の需給調整については『米政策改革大綱』の趣旨に基づき、「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向け、平成22年度を目標に西尾市・幡豆郡をその管内とする西三河農協が主役となる推進体制システムを確立する。

そのため、平成19年度以降は、順次西三河農協が中心となり、管内協議会の調整を図りながら、自主的・主体的な取組を一層強化し、関係機関が一体となって需給調整に取り組むものとする。

作物振興及び水田利用の将来方向

水田の作付けについて、水稻作付けを基本として、耕作放棄地や条件不利地等はいちごやいちじくを基本とした地域振興作物の生産に取り組む。また、水稻作付けについては、品質や収穫量の安定を図ることから、担い手への土地利用集積を促進する。

山間部の水田については、中山間地域等直接支払制度を利用して、水稻作付け後の水田に蓮華や菜の花を植えて地力増進を図る。

また、食に対する正しい知識の周知を図ると共に、水稻や振興作物等に対する消費の促進を促すことを目的とした食育に関するリーフレット等を作成し、消費拡大を図る。

< 水稻 >

水稻作付け農家の多くは飯米や縁故米を生産しているが、町内は元より県内の米の消費需要は相当量見込むことができる。こうした需要に対応するため、年間を通じて「売れる米」が安定した品質で提供できるように、下記事項を重点的に推進する。

- ・ 銘柄の確認のため、種場種子を毎年更新することにより品質の向上と均質

化を図る。

- ・農協系統が定める自主規格で乾燥調整することにより品質の向上と均質化を図る。
- ・安全、安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムを確立する。
- ・経営規模の拡大と品種の集約化、直播栽培や全量基肥栽培等の普及による環境への配慮や省力化、低コスト化を図る。

< 麦 >

本町内での麦の生産は、全て自家消費用であるが、販売を目的とした生産については、下記事項を重点に推進する。

- ・銘柄の確認のため、種場種子を毎年更新することにより品質の向上と均質化を図る。
- ・農協系統が定める自主規格で乾燥調整することにより品質の向上と均質化を図る。
- ・安全、安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムを確立する。
- ・赤カビ病の防除を徹底する。
- ・優良品種の当地域での適性を検討して、実需者の意見を取り入れて計画的に導入する。

< 大豆 >

本町内での大豆の生産は、全て自家消費用であるが、販売を目的とした生産については、下記事項を重点に推進する。

- ・銘柄の確認のため、種場種子を毎年更新することにより品質の向上と均質化を図る。
- ・調整の管理（着色粒の除去）により、品質の向上と均質化を図る。
- ・安全、安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムを確立する。
- ・実需者との情報交換を一層緊密にして、実需者ニーズにあった作付け計画を策定する。

< その他 >

条件の不利な土地等は、地域振興作物としていちごやいちじくの生産振興を図る。

- ・いちごについては、生産性を向上させるため、ウイルスフリー処理苗を用いる。
- ・安全、安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムを確立する。
- ・実需者との情報交換を一層緊密にして、実需者ニーズにあった作付け計画

を策定する。

担い手の明確化と育成の将来方向

水田農業経営面積は、平均0.44ha（愛知農林水産統計年報平成17から18年）と小規模な農家が多く、生産効率が非常に悪い状態である。こうしたことから、農作業の受託組織構成員や地域（集落）水田の受託者となりうる農家を「担い手」と位置付け、担い手育成のため下記の方策を講じる。

- ・ 水稲の作付けは、地域農家の合意の上、可能な限り団地化を図り、生産管理作業を「担い手」に委託する。なお、生産管理に必要な資材・収穫物は「担い手」に帰属する。
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業を通じた利用権設定を積極的に推進し、経営の安定化を図る。

(2) 具体的な目標

西三河農業協同組合管内作物作付け及びその販売の目標

作付面積

単位：ha

作物名	品種名	H 18 作付	計画(H19)	目標(H21)	目標(H22)
水稲	あきたこまち	24 (0)	21 (0)	11 (0)	11 (0)
	コシヒカリ	887 (41)	895 (40)	895 (40)	895 (40)
	あさひの夢	497 (26)	475 (25)	475 (25)	475 (25)
	あいちのかおり	522 (1)	561 (1)	576 (1)	576 (1)
	大地の風	18 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)
	その他	36 (6)	31 (5)	26 (5)	26 (5)
	合計	1,984 (74)	1,995 (71)	1,995 (71)	1,995 (71)
小麦	農林 6 1 号	1,015 (0)	944 (0)	860 (0)	735 (0)
	イワイノダイチ	218 (0)	291 (0)	375 (0)	500 (0)
合計	1,223 (0)	1,235 (0)	1,235 (0)	1,235 (0)	
大豆	フクユタカ	1,223 (0)	1,225 (0)	1,225 (0)	1,225 (0)
飼料作物	イタリアンライグラス他	31 (0)	30 (0)	30 (0)	30 (0)
	飼料稲	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
	合計	32 (0)	31 (0)	31 (0)	31 (0)

1：()内の数値は、幡豆町の数値。

販売数量

単位：t

作物名	品種名	H18 作付	計画(H19)	目標(H21)	目標(H22)
水稲	あきたこまち	77 (0)	70 (0)	30 (0)	30 (0)
	コシヒカリ	1,831 (9)	1,890 (10)	1,890 (10)	1,890 (10)
	あさひの夢	921 (1)	871 (1)	871 (1)	871 (1)
	あいちのかおり	1,188 (0)	1,230 (0)	1,280 (0)	1,280 (0)
	大地の風	14 (0)	11 (0)	11 (0)	11 (0)
	その他	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
	合計	4,033 (12)	4,074 (13)	4,084 (13)	4,084 (13)
小麦	農林61号	3,056 (0)	2,870 (0)	2,540 (0)	2,260 (0)
	イワイノダイチ	708 (0)	890 (0)	1,220 (0)	1,500 (0)
合計	3,764 (0)	3,760 (0)	3,760 (0)	3,760 (0)	
大豆	フクユタカ	2,179 (0)	2,190 (0)	2,190 (0)	2,190 (0)
飼料作物	イタリアンライグラス他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	飼料稲	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	合計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

1：()内の数値は、幡豆町の数値。

2：販売数量は、農家自家消費分を除く。

作物作付け及びその販売の目標（幡豆町管内のいちご及びいちじく）

《いちご》

作付面積

単位：ha

作物名	品種名	H18 作付	計画(H19)	目標(H22)
いちご	とちおとめ	6.3	6.5	6.0
	さちのか	0	0	0
	あきひめ	1.1	1.5	2.0
	合計	7.4	8.0	8.0

販売数量

単位：パック

作物名	品種名	H17 産販売	計画(H19)	目標(H22)
いちご	とちおとめ	1,096,931	1,100,000	1,000,000
	さちのか	28,037	0	0
	あきひめ	246,890	280,000	300,000
	合計	1,371,858	1,380,000	1,300,000

《いちじく》

作付面積

単位：ha

作物名	品種名	H 18 作付	計画(H19)	目標(H22)
いちじく	榊井ドーフィン	1.89	1.90	2.00

販売数量

単位：パック

作物名	品種名	H 17 産販売	計画(H19)	目標(H22)
いちじく	榊井ドーフィン	107,196	110,000	120,000

担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

(ア) 担い手の明確化

担い手の要件

- ・「品目横断的計安定対策」に係る経営規模(特例基準を含む。)を要件とし、目標数値は当該年次にクリアすべき要件とする。

		目 標
水田経営面積 (作業受託を除く)	家族経営体	2.6ha 以上
	組織経営体	12.8ha 以上
その他(必須要件)	・地域の合意が得られていること。	

- 1：法人格を有する団体であっても、実際の経営内容により家族経営体として有する場合がある。
- 2：幡豆地域水田農業推進協議会(以下「地域協議会」という。)で、将来の地域水田農業に必要な経営体であると認めた場合は、面積の要件に関わらず水田農業ビジョンの実現のための担い手として扱い、育成にあたる。

(イ) 担い手リスト

《リストは省略》

(ウ) 担い手への土地利用集積の目標

単位：ha

市町村	参考 (平成18年)	目標 (平成19年)	目標 (平成22年)	集積率
幡豆町	19.9	25	40	32%
	138	130	125	

(上段：担い手への土地利用集積面積、下段：地域の水田面積)

(3) 地域水田農業ビジョン実現のための手段

産地づくり交付金の活用方法

(ア) 生産調整の実施、集荷円滑化対策への加入を条件に、JA西三河管内に水田を所有する幡豆町内の農業者に対して下表のとおり交付する。

単位：円 / 10a

区分 上段（作物名） 下段（年間作付け作物数）	交付単価	
	土地使用収益権者	担い手
麦、（大豆） 年2作	26,000	18,000
麦、大豆 年1作	26,000	13,000
麦、大豆＜個人管理＞ 年1作及び年2作	10,000	
いちご（種苗を含む。）、いちじく	7,000	

- ・収穫後、同一年度中に水稻を作付けした場合は交付金を交付しない。
- ・交付金は、原則として、農業協同組合等に出荷される作物に対して支払う。
- ・担い手交付金は、担い手が作業し、かつ以下の作業を実施した場合に交付する。収穫後は、速やかに「作業日誌」、「資材購入伝票」を地域協議会まで提出するものとする。なお、飼料作物には作業要件は設定しないが、作業日誌の提出を必要とする。
 - 1 排水対策（麦、大豆）…明渠（営農排水）
 - 2 土壌改良剤の投入（麦、大豆）…地域の実状に応じた資材、投入量を別途指示する。
 - 3 赤カビ病防除（麦）…出穂期～出穂10日後までに1回以上散布する。（被害増大が予想される場合は、協議会の指示により回数を増やす場合がある。）
 - 5 紫斑病防除（大豆）…種子消毒
- ・地区内農業者が土地使用収益権を有する地域外の水田（以下「出作水田」という。）が、出作水田の属する協議会の定める担い手により麦・大豆を作付けした場合、その担い手に対し、幡豆地域水田農業ビジョンで定める作業（担い手）交付単価を支払うものとする。
- ・交付金に小数点以下の端数が発生した場合は、小数点以下を切り捨てた金額を交付する。
- ・交付単価については、生産調整の結果が判明した段階で変更できるものとする。

(イ) 幡豆地域水田農業推進協議会の運営に必要な事務費

(ウ) 特別調整促進加算（地域振興作物）は、特に取り組まないものとする。

その他事業の活用

(ア) 品目横断的経営安定対策

加入は任意とする。

(認定農業者又は一定の条件を満たす集落営農組織であり、経営規模要件を満たしていることが条件)

(イ) 集荷円滑化対策

加入は任意とする。

(水田農業構造改革対策の補てんを受けようとする農業者は、加入が条件)